

介護業界のDXレポート『デジレポ』vol.3

2024年7月より、東京都の電子申請が本格スタート

～東京都福祉局の案内より、新規指定手続き・研修をレポート～



東京都の新規指定の手続きがリリース（2024年7月より）

東京都福祉局の「介護サービス情報」の案内ページに、「**新規事業者指定手続き・研修について**」の最新情報が発表されました。この情報は、**東京都から介護事業所に向けて、新規指定の申請や手続きを案内**するもので、その新たな提出方法に「**電子申請・届出システム**」による受付を開始するものになります。東京都では2024年1月に先行して電子申請を開始しましたが、一部手続きやシステムを見直し、**7月より本格スタート**するものになります。（2024年7月1日指定分から新規指定申請の受付を開始して、当面の移行期間は郵送による申請の受付もあり）

そこでこのDXレポート『デジレポ』vol.3では、介護事業所の申請が電子化へ移行する2024年7月のタイミングで、**東京都における申請手続きやシステム、事前に必要な研修や留意点等**をまとめて、**最新版ガイド**として紹介します。

DXレポート『デジレポ』vol.3 サマリー〈新規指定向け〉

- ・申請する様式は、2024年4月より全国で統一したフォーマットへ変更
- ・提出する方法は、2024年7月より「電子申請」と「郵送」のいずれか
- ・事前に必要な研修や留意点（ローカルルール等）は、引き続き継続

- －電子申請の紹介にあたっては、事前に東京都福祉局へ確認しており、引用する出典を記載して掲載します。
- －当レポートの制作時点の情報を元にするため、その後更新されるケースなど、変動する場合があります。

東京都福祉局「新規事業者指定手続き・研修について」案内ページ

- ・担当：高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当
- ・時点：2024年7月4日時点
- ・出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集

》》》詳しい情報は、案内ページをご覧ください



〈関係者の方からのお問い合わせ先〉

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

申請する様式は、全国で統一したフォーマットへ変更

【申請する様式】

まず新規申請にあたって、サービスごとに定められている**申請書類や運営規定、料金表、その他の人員や加算要件に関わる様式**は、介護保険法施行規則等の改正に基づき、2024年4月1日（2024年6月1日指定分）から、**新たなフォーマットへ変更**となります。

]]]]サービスごとの新規指定申請様式については[こちら](#)

新規指定申請の留意事項・申請書等	
> 1 訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）	> 1 訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）
> 2 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護（新規に指定を受けたい方へ）	> 2 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護（新規に指定を受けたい方へ）
> 3 訪問看護、介護予防訪問看護（新規に指定を受けたい方へ）	> 3 訪問看護、介護予防訪問看護（新規に指定を受けたい方へ）
> 4 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ）	> 4 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ）
> 5 在宅療養支援診療所、介護予防在宅療養支援診療所（新規に指定を受けたい方へ）	> 5 在宅療養支援診療所、介護予防在宅療養支援診療所（新規に指定を受けたい方へ）
> 6 通所介護（新規に指定を受けたい方へ）	> 6 通所介護（新規に指定を受けたい方へ）
> 7 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ） <small>※訪問看護と併せて申請する場合あり</small>	> 7 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ） <small>※訪問看護と併せて申請する場合あり</small>
> 8 通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）	> 8 通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）
> 9 通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）	> 9 通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）
> 10 介護職員3名、介護予防職員3名（新規に指定を受けたい方へ）	> 10 介護職員3名、介護予防職員3名（新規に指定を受けたい方へ）
> 11 特別養護老人ホーム、特別介護老人福祉施設等（新規に指定を受けたい方へ）	> 11 特別養護老人ホーム、特別介護老人福祉施設等（新規に指定を受けたい方へ）

以前の様式では、都道府県や自治体ごとに定める書式やファイル形式（エクセルやワード、PDFなど）になっていましたが、今後の様式では、**厚生労働省が定める書式とファイル形式に標準化**されるため、**複数へエリア展開する事業所にとっては申請事務が効率化**されます。（申請する提出先によって、宛名部分の表記や個別提出する書類がある場合は要変更）

提出する方法は、2024年7月より「電子申請」と「郵送」のいずれか

【提出する方法】

続いて提出する方法は、2024年7月1日指定分から、「**電子申請・届出システム**」による新規指定申請の受付を開始して、当面の移行期間は「**郵送による申請**」の受付もあります。

○「電子申請・届出システム」による申請について

- ・指定を受ける2ヶ月前の15日までに、「**電子申請・届出システム**」から申請
- ・この電子申請には、事前「**GビズIDの取得**」と「**登記簿データの取得**」が必要
- ・あらかじめ「**GビズID**」および、「**登記情報提供サービス**」の法人利用の申請が必要
それぞれの申込には郵送とオンラインでの手続きが必要（一定の期間を要します）

【このシステムによる申請の手続き】

1. デジタル庁「**GビズID**」
2. 一般社団法人民事法務協会「**登記情報提供サービス**」
3. 厚生労働省「**電子申請・届出システム**」

]]]]それぞれの問い合わせ先やリンク先については[こちら](#)

○郵送による申請について

- ・指定を受ける2ヶ月前の15日を目途に、郵送にて申請
- ・切手を貼付した返信用封筒の同封が必要
- ・郵送で投函した後に提出先へ電話連絡が必要

○申請に当たっての留意事項

- ・申請書類は内容を確認した後、東京都福祉保健財団から電話で連絡
- ・申請書類は内容確認を行い、差し替えを依頼する場合があります
（差し替えが済んでいない場合には、指定が遅れる可能性があります）
- ・中核市「八王子市」は指定権者が都から市へ移管

【重要】新規指定申請の提出方法について

「電子申請・届出システム」による申請について

令和6年7月1日指定分から、「電子申請・届出システム」（以下「本システム」という。）による新規指定申請の受付を開始します。

- 本システムによる新規指定申請について受付開始についてのご案内はこちらをご覧ください（PDF:809KB）。
- 本システムによる新規指定申請の概要については、「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業所向）」（PDF:8,824KB）（PDF:8,824KB）をご覧ください。
- 本システムの操作ガイド・マニュアルはこちらのページからご確認ください。

【届出について】

指定2ヶ月前15日23時59分「電子申請・届出システム」必着

【届出先】

「電子申請・届出システム」から申請してください。
<https://www.kaigokensaku.nhlw.go.jp/shinsei/>

【留意事項】

- 本システムを使用するには、**GビズID**が必要です。GビズIDを持っていない場合は、GビズIDを作成してください。
- ※GビズIDには、メンバートライムがあり、**補助金申請等にはプライムの取得**が必要です。
- ・GビズIDは、デジタル庁のホームページから申請します。
- 事業所の新規指定申請を行うために、添付書類の登記簿情報等を電子データで提出するため、GビズIDの他に、**登記簿情報提供サービス**の利用申し込みも必要です。
- ・**登記情報提供サービス**の利用申し込みは、一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。
- ※GビズIDの取得や登記簿情報提供サービスの利用申し込みには一定期間を要しますので、お早めにご準備をお願いします。

郵送による申請について

【届出について】

指定2ヶ月前15日を目途にご送付ください。
（15日までの届出が難しい場合は、下記までご連絡ください。）

【届出先及び届出先】

（公財）東京都福祉保健財団事業支援部介護事業推進室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階
電話 03-3344-8517

*新規指定申請書の受付を迅速するため、**切手を貼付した返信用封筒を同封**してお送りいただくようお願いいたします。（書類の差し替え等がある場合は、差し替えが完了した後に受付送付をいたします。）

*郵送にあたっては、投函後に必ず上記届出先までご連絡をお願いします。

申請に当たっての留意事項

- *お送りいただいた新規指定申請書類は内容を確認した後、東京都福祉保健財団から電話で各事業所に連絡します。
- *ご提出いただいた申請書類は内容確認を行い、差し替えをお願いする場合があります。月末時点で申請書類の差し替えが済んでいない場合には、指定が1ヶ月遅れる可能性がありますのでご注意ください。
- ***新規指定申請を行った後、指定申請の内容の一部でも変更が生じた場合には、必ず、速やかに東京都福祉保健財団に連絡**してください。
- *八王子市のみに事業所が存在する場合、指定権者は八王子市となります。八王子市役所福祉部課長あいきりへ指定申請書類の提出をお願いします。

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : <https://www.kaigokensaku.net/>

事前に必要な研修や留意点（ローカルルール等）は、引き続き継続

○新規指定前研修の受付について

- ・東京都では、新規指定の申請時に「新規指定前研修」を受けることが必要
- ・指定を受ける4ヶ月前末日までに、「研修の申し込み」をして、原則的に3ヶ月前15日頃に、集合形式で「研修を受講」する

○留意点：事業所名称の設定について

- ・事業所名称が同一あるいは類似していると、利用者等からの誤認や事業所間のトラブルにつながるおそれあり
- ・事業所名称を設定する際は、事前に確認した上で申請する（「とうきょう福祉ナビゲーション」等を利用）

○留意点：運営法人（法人格）の変更について

- ・法人の合併や分割等による、介護サービス事業所の運営法人の変更が多いため、別紙での案内あり
- ・法人の吸収合併・吸収分割を予定し、事業所番号の引継ぎを希望する場合は、手続きの簡素化の適用あり

○居宅サービス事業者の指定に関する区市町村協議等について

- ・介護保険法では、居宅サービス事業者の指定に関して、区市町村が意見や協議を求めることができる制度あり
- ・令和6年度では5区市において、新規で開設予定の事業者に対する、条件付加や区市町村協議あり

【重要】7月の新規指定前研修の受付について

7月の新規指定前研修については、7月12日（金曜日）に集合形式にて開催する予定ですので、下記の研修案内をご覧ください。<研修申し込み窓口>より申し込みをお願い致します。
・研修の詳細はこちらをご覧ください。 研修案内(PDF:202KB)
<研修申し込み窓口>
※6月末までに申し込みをお願い致します。
※研修の実施については、東京都福祉保健財団までご連絡下さい（03-3344-8517）。
申込はこちら
※令和6年8月の研修については、7月16日(火曜日)からお申込みが可能になります。

事業所名称の設定について（留意事項）

事業所名称が同一あるいは類似していると利用者等からの誤認や事業所間のトラブルにつながるおそれがあります。事業所名称を設定する際は、事前に確認していただくようお願いいたします。
「新規指定申請時の留意事項について」(PDF:481KB)

運営法人（法人格）の変更について

介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて(Word:47KB)
※スケジュールについては通常の新規指定（指定月の前々月15日頃までに提出）・廃止（廃止日の1か月前までに提出）と同様です。
※吸収合併・吸収分割を予定し、事業所番号の引継ぎを希望される事業者の方へ
(1) 事業所の職員に変更がない等、吸収合併・吸収分割の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合は、手続の簡素化が適用されます。
この適用を受けると、添付書類の省略化や事業所番号の引継ぎが可能となります。指定前研修も免除となります。
吸収合併・吸収分割の必要書類(Word:14KB) チェックリスト(Excel:30KB)
※老人福祉法の届出については、こちらを御確認ください。
(2) 上記適用を希望する場合は、あらかじめ介護事業者担当（03-5320-4593）にご相談ください。

居宅サービス事業者の指定に関する区市町村協議等について

介護保険法では居宅サービス事業者の指定に関し区市町村が意見や協議を求めることができる制度（条件付加、区市町村協議）があります。
・条件付加：区市町村が介護保険事業計画との照合を図る見地から都に対して意見を申し出ることができる制度です。都は意見を助成し、区市町村内で開設する予定の居宅サービス事業者に対し条件を付することができます。
・区市町村協議：区市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備を進めていくために、都に対して協議の申入れができる制度です。都は協議の結果に基づき、区市町村内で開設する予定の訪問介護事業所、通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所に対し指定拒否や条件を付することができます。
令和6年度に関しては、以下の5区市が対象です。対象区内で新規開設を予定している事業者は、必ず各区市の介護保険所管に御相談のうえ、申請いただきますようお願いいたします。なお、対象区市町村は年度ごとに異なりますので、事前相談時に対象でなかった場合も、申請前に改めて対象区域となっていないか御確認ください。

「公表システムサポート」の取り組み

介護業界のDX化に伴い、その基幹システムである電子申請や公表システム等の適切な使用を目的に、事業所情報の申請や変更（更新）を支援するサービスを立ち上げました。

そのサービスとして、自治体や事業者に向けた電子申請のセミナー（勉強会）や、電子申請の手続きや事例などをまとめたポータルサイト（SNS）も展開しています。



調査レポートについて

この調査レポートに関するお問い合わせはこちらへ

「公表システムサポート」運営事務局

- ・所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10
新宿区立高田馬場創業支援センター
- ・連絡先：info@kaigokensaku.net
- ・WEB：https://www.kaigokensaku.net/

公表システム・サポート
kaigokensaku.net



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：https://www.kaigokensaku.net/